

7月1日から

市役所は毎週土曜日を開庁しています(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く) 毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を持っています

下水道使用料を改定します

市では、市民の皆さんのが健康で安全な生活が送れるよう、下水道施設の施工・維持管理など下水道事業を行っています。

下水道事業の污水については、経費のうち約65%しか下水道使用料でまかなうことができず、不足分を一般会計からの繰入金で補てんする状況が続いており、経費の節減等経営の健全化に努めてまいりましたが、本年7月1日から使用料を改定することとなりました。

下水道事業のうち、基本的に雨水にかかる費用は、公費(国の補助金や市税など)で負担しています。

一方、汚水にかかる費用は、受益者負担(下水道使用料)の原則に基づいて行なっていますが、下水道使用料だけではまかないきれず、不足分を一般会計からの繰入金で補てんしているのが現状です。

平成15年度決算では下水道使用料でまかなうべき経道使用料でまかなうべき経費(15年度決算:13億3708万2千円)の繰入金で補てんしているのが現状です。

また、右表のとおり、汚水

が現状であります。左グラフの内側)。また、右表のとおり、汚水

が現状であります。左グラフの外側)。

しかし、下水道使用料は

ありません。そのため、不足

分35・51%は一般会計から

の繰入金で補てんしてお

る状況が続いています(左

グラフの外側)。

また、右表のとおり、汚水

が現状であります。左

グラフの外側)。

しかし、下水道使用料は

ありません。そのため、不足

分35・51%は一般会計から

の繰入金で補てんしてお

る状況が続いています(左

グラフの外側)。

また、右表のとおり、汚水

が現状であります。左

グラフの外側)。

しかし、下水道使用料は

ありません。そのため、不足

分35・51%は一般会計から

の繰入金で補てんしてお

る状況が続いています(左

グラフの外側)。

しかし、下水道使用料は

ありません。そのため、不足

</